

所得再分配を巡る法制度： GAFA 課税問題と才能課税問題との接点に関する試論^{*1}

浅妻 章如^{*2}

要 約

国際租税法における企業課税をめぐる、伝統的には生産地基準で所得の地理的割当を観念してきた。そこでいう生産地基準とは、人、機械、工場等の有形の生産要素の稼働が from what の意味での所得源泉であり、その場所が from where の意味での所得源泉である、という考え方である。所得の地理的割当と、移転価格税制で独立当事者間原則により導かれる所得の人的帰属とは、異なる。しかし、21世紀に入り、独立当事者間原則を微修正し、有形の生産要素の稼働を重視する傾向が生まれつつある。他方、国家間課税権配分に需要地基準を取り入れようとする議論が、1990年代以降学界で、2018年以降は政府代表者レベルで、論じられるようになってきた。生産要素に着目して課税関係を決めることへの懐疑といえる。

個人に関する最適課税論は、地理的な視点を含まない点で国際租税法と異なる。しかし、生産要素に着目する伝統的な考え方に対し、事後的な結果も考慮に入れる考え方の意義が論じられるようになってきた、という点で、共通点がある。また、国際租税法における需要地基準への期待の高まりも、個人の最適課税論における事後的な結果の重視の姿勢も、GAFAのような勝者総取り的な企業の所得や、個人に関するスーパースター効果のような勝者総取り的な所得への対応という観点から、正当化しうる。

キーワード：包括的所得概念、消費型所得概念、最適課税論、才能課税、移転価格税制、独立当事者間原則、生産地基準、需要地基準

JEL Classification：H21, H24, H25, K34

I. 序：最適課税論の出発点と前提

I-1. 本稿の目的

国際租税法における企業課税をめぐる伝統的な生産地基準での課税権配分に対し需要地基準

での課税権配分を混ぜ込もうとする近年の議論の風潮は、生産要素の貢献が所得稼得に結びつく程度について懐疑を与える点において、最適

*1 本稿では人名に職名・敬称を付さない。「」『』を引用のために用い、【】を区切りの明確化のために用いる。年月日表記はDDMMYYYY又はMMDDYYYYを用いない。本稿は日本学術振興会、基盤研究(B)(一般)課題番号18H00804の支援の成果の一つです。

*2 立教大学法学部教授

課税論における課税標準の理想としての才能は稼得能力であるとする伝統的な理解に対し、同様に懐疑を与えると考えられるのではないかと、という議論を試みるのが本稿の目的である。

I-2. 前提：租税の効率性（中立性）と公平のみ勘案する帰結主義

本稿は、租税に関する正義（「善に対する正義の優越」¹⁾の意味）について、最適課税論の標準的な前提と目される帰結主義を前提とする。本稿は、租税に関し、効率性（又は中立性²⁾と、公平（分配的正義³⁾のみを勘案する⁴⁾、という前提を採る。リバタリアニズムやリベラルなど、他の正義の可能性を斥けるための積極的な論証の準備はできていないが、本稿はそれら他の正義の可能性に配慮しない。本稿が帰結主義を前提とする理由は、第一に、アメリカの租税法の主流派⁵⁾が帰結主義を前提としていることである。第二の理由は、リバタリアニズム⁶⁾

やリベラル⁷⁾など他の正義に基づく租税の議論に主流派以上の説得力を感じないことである。

【感じない】にとどまり、効率性・公平以外の価値の可能性を斥ける論証の準備はできていない。本稿の前提は、効率性・公平以外の価値として呈せられうる価値（公正、人権、自由、機会平等）は効率性・公平の文脈に翻訳可能であろう⁸⁾（翻訳可能でない価値もあるかもしれないが、その価値は、無視できるとまでは言わないにしても軽視できる⁹⁾であろう）との予測にも基づく。

最適課税論における出発点は、個人の才能を測定できるならば才能に課税することが効率性（中立性）と公平の観点から最適である、というものである。

仮に才能を測定できるとしても、才能に課税することは多面的な価値の発展可能性を損なう¹⁰⁾、といった批判が提起されることもある。こうした批判の多くは、最適課税論の前提（効

- 1) 瀧川他（2014）49頁。「正の善に対する優越」（the priority of the right over the good）と訳されることもある。
- 2) 本稿は専ら効率性の文脈で中立性を扱う。巷間では、男女の中立的扱い等、効率性より公平に重点を置いた用いられ方もあるが、本稿は中立性についてかような用い方をしない。
- 3) 本稿は専ら分配的正義の文脈で公平を扱う。公平と衡平を使い分ける論者が法学では少なくないが、本稿は衡平という語を用いない。公平と似ている平等については、平等主義的社会厚生関数や運の平等主義といった技術的用語を除き、焦点を当てない。
- 4) 財務省『もっと知りたい税のこと』3頁（令和元年10月）（https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei0110_pdf/index.html）から抜粋：
「公平の原則：経済力が同等の人に等しい負担を求める「水平的公平」と、経済力のある人により大きな負担を求める「垂直的公平」があります。さらに、近年では「世代間の公平」が一層重要となっています。
中立の原則：税制が個人や企業の経済活動における選択を歪めないようにするのが、中立の原則です。
簡素の原則：税制の仕組みをできるだけ簡素にし、理解しやすいものにするのが、簡素の原則です。」
なお、本稿で簡素は扱わない。
- 5) Louis Kaplow, Daniel N. Shaviro, David Weisbach らを念頭に置いている。注71で紹介する Batchelder も主流派と位置付けられよう。なお、主流派に属さない論者を等し並みに貶める意図で主流派という表現を用いているつもりではない。主流派に属さない論者の論の中には首肯できるものも首肯し難いものもある。
- 6) 功利主義に対する批判として Mankiw (2013) を参照。功利主義は直感に反するかもしれないと論ずるものとして Mankiw & Weinzierl (2010) も参照。
- 7) Alstott (2007); Sugin (2011) 等を参照。
- 8) Fleurbaey & Maniquet (2018) 参照。
- 9) 金銭評価（市場における評価というべきか）に馴染むものと馴染まないものが世の中にはあるのに帰結主義は市場における評価という狭い視野で制度を考えている、という批判が呈せられることがある（Sugin (2011) 247頁参照）。なお、外部性として扱われるものは、市場における評価に還元していることになる（Batchelder (2020) 24頁以下の altruism（利他主義）参照）。よって、外部性をビッグ税で補正してもなお残る市場における評価に馴染まないものを重視しない（帰結主義者）か重視する（帰結主義批判者）かが分水嶺であると思われる。

率性と公平のみの観点から帰結の良くなる税制を良い税制であると評価する)を支持していない、と読解できる。私は、こうした批判を支持していないが、本稿が才能課税への疑問を提起する際、最適課税論の前提を疑うレベルの議論を試みない。

I-3. 本稿が目指す企業課税と個人課税における共通点

国際租税法において、伝統的に、生産地に所得源泉¹¹⁾があると観念されてきた。しかし、ネットワーク効果が効くGAFAM¹²⁾等の隆盛を受けて、需要地にも課税権を幾分か配分すべきであるという議論が、発展途上国からのみならず、需要地への課税権配分に否定的であったOECD¹³⁾加盟国(つまり先進国)からも提起されるようになってきている。アメリカ系多国籍企業に後れを取った欧州や日本の負け犬の遠吠えにすぎないという冷めた見方も可能であるが、生産によって富が生まれるという伝統的な観念の仕方では国家間課税権配分をめぐる納得感が乏しい局面が増えてきた、という見方も可能である。

前段落は企業課税の文脈であるところ、個人課税の文脈において、伝統的に最適課税論における課税標準の理想は才能であると考えられて

きたことは、生産要素としての個人の才能が課税対象にふさわしいという租税公平感を基礎の一つとしている(効率性度外視という趣旨ではない)と思われる。しかし、理想ではなく現実世界における稼得は、生産要素の出来不出来の影響の他に、運など他の要素の影響も受ける。

本稿が前々段落の企業課税と前段落の個人課税との間に見出そうとする共通点は、生産要素の稼働のみに着目して課税関係を律することへの疑問である。

I-4. 本稿の流れ

II. は、従来の移転価格税制における独立当事者間原則が、生産地基準を前提としているが故に、GAFAM等の企業間競争における勝者総取りにうまく当てはまらない、と論じる。

III. は、長期個人視点の租税法と短期世帯視点の社会保障法学との比較に関する拙稿を、簡略化して再掲する。

IV. は、個人間競争における勝者総取りと才能課税との関係について、考察する。生産要素に着目して事前の視点から税制を設計する考え方を突き詰めると才能課税という考え方に行き着く。しかし勝者総取り事象を視野に含めると、事前の視点のみならず事後の視点も要請される。

II. 従来の移転価格税制の考え方は何故GAFAM等にうまく当てはまらないか

II-1. 所得の地理的割当と所得の人的帰属とを混同させやすい国際租税法体系

R国居住者たるX氏がS国の不動産・甲を保有し、Xが甲をY(個人・法人を問わない)に賃貸してXがYから不動産賃料所得を稼得す

る、という例を想起する。この例では、所得源泉¹⁴⁾がS国にあり、所得の人的帰属がR国居住者にある、という、所得の地理的割当と所得の人的帰属とのズレがある。本段落の例ではこのズレが当然視されている。

10) 注9及びSugin(2011)参照。

11) 注14参照。

12) Google, Amazon, Facebook, Apple, Microsoftを加えてGAFAMでもよい。

13) Organisation for Economic Cooperation and Development. 経済協力開発機構。

しかし、事業所得課税の文脈では、前段落のズレが当然視されなくなる。所得の地理的割当を軽視して所得の人的帰属が国家間の課税権配分を決めるかのような空気が、2018年頃迄の国際租税法にあった。

R国居住者たるA社が、S国に支店（PE）を有している例を想定する。この例では、S国の源泉課税管轄権の対象となるA社の事業所得は、A社S国PEに帰属する利得である、という帰属所得主義（又は帰属主義と呼ばれる）の考え方が、世界的に受け容れられている¹⁵⁾。例えばA社S国支店の従業員が一時的にS国以外の国（T国とする）で活動（当該活動がT国におけるPEを構成するには至らない程度であるとする）をして事業利得が生じた場合、当該事業利得はA社S国PEに帰属する事業利得としてS国での源泉課税管轄権の対象に算入される¹⁶⁾。そして、A社S国PE帰属利得は、当該PEがA社のその他の部門（本店等）と独立の企業であったならばという擬制に基づいて、算定される。PE課税の文脈では、所得の地理的割当という考慮が退き、PEを擬人化した上での所得の人的帰属の論理が前面に出てくる。

II-2. 所得の人的帰属を観念する際の労働価値説的発想と私法との違い

PEと本店等との間の独立企業間の関係を擬制すると前述した。しかし、国際租税法が必ずしも独立企業間の関係を範としているとは限らないこともある。

例1：R国法人たるA社がA社R国本店（研究所を含むとする）において2000の研究開発費を投じて発明をし、R国とS国の特許権を取

得したと想定する。3000の費用を投じてA社S国PE（工場、販売所）を設立し、S国で当該特許発明を実施して商品を製造・販売し、5500を回収したと想定する。A社S国PE帰属利得算定に際し、A社S国PEがA社R国本店に対し幾らの使用料を支払ったと擬制するか、を考える。ここで、独立企業間価格を参照すると、奇妙な帰結（次々段落）となりうる。

例2：R国法人たるB社がB社R国本店（研究所を含むとする）において2000の研究開発費を投じて発明をし、R国とS国の特許権を取得したと想定する。3000の費用を投じてB社S国PE（工場、販売所）を設立し、S国で当該特許発明を実施して商品を製造・販売し、5500を回収する予定であったが、B社S国PEが設立される前に、B社とは独立の関係にあるS国法人C社が無断で当該特許発明に係る実施行為をし、S国で商品の製造・販売をして、S国における需要を先食いしてしまったので、B社はS国PE設立を諦めたと想定する。C社による特許権侵害に対しB社は幾らの損害賠償を請求することができるか。損害賠償における【あれなければこれなし】公式を当てはめてみると、B社は、C社の侵害行為なかりせば、合計5000（R国で2000、S国で3000）の費用を投じ、5500を回収する予定であり、 $5500 - 5000 = 500$ の事業利得を稼得する予定であった。実際には2000の費用を投じた段階で止まっているので、B社に500の事業利得を確保させるためには、B社がC社に損害賠償として2500を請求できる、としなければならない。想定を少し変えて、C社がB社のS国特許権を侵害するのではなく、C社がB社に適法に特許発明の実施許諾を

14) 源泉には from what の意味と from where の意味がある。ここでは from where の意味。所得の地理的割当と言い換えると混同が生じにくい。

15) 1966年改正前のアメリカ法や2014年改正前の日本法で採用されていた全所得主義（又は総合主義と呼ばれる）について本稿は焦点を当てない。谷口（1983）参照。

16) オデコ大陸棚事件・東京高判昭和59年3月14日行集35巻3号231頁では、原告たるパナマ共和国法人が日本にPEを有していることを前提に、原告が活動している大陸棚が、法人税法2条1号の「国内」（「この法律の施行地」）に含まれるかが争点となった。しかし、法人税法が帰属所得主義を採用していたならば、大陸棚での活動による所得がPEに帰属すると主張すれば課税庁の主張は成立し、大陸棚が国内か否かは論じる必要がなかったであろう、と考えられる。

求めたとする。同様の考慮から、B社はC社に2500（以上）の使用料を請求するであろう。C社は、B社S国PEより多額の回収を得る見込みがあるか又はB社S国PEより少額の費用で製造・販売できる見込みがある場合、この使用料交渉に応じるであろう。

独立企業間の例2において、損害賠償又は使用料として、C社がB社に2500を支払わねばならないとする。例1のPE帰属利得算定に際しても、A社S国PEがA社R国本店に2500の使用料を支払ったと擬制すべきであろうか。もしそのように考えると、A社S国PE帰属利得は $5500 - (3000 + 2500) = 0$ となってしまう。これが前々段落で予告した【奇妙な帰結】である。

恐らく、例1において、殆どの国際租税法法律家は、A社S国PEの働きがA社R国本店の働きより拙かった等の特殊事情なき限り、A社S国PE帰属利得は0ではなくプラスでなければならない、と考えるであろう。その背景には、A社S国PEが有形の生産要素（人、機械、工場等）を稼働（これを、製造、販売、研究開発等を含め、生産地基準と呼ぶこととする）してA社全体の事業所得稼働に貢献している以上、その貢献に応じたプラスの所得の帰属がA社S国PEにも認められなければならない、という労働価値説¹⁷⁾的発想がある、と目される。元々の労働価値説は労働者と資本家（機械、工場等の所有者）との間の価値配分の争いを念頭に置いているが、ここでは、有形の生産要素（人、機械、工場等）を稼働させたことによる事業への貢献に応じた所得の帰属、という意味で、労働価値説的発想、と呼んでいる。

II-3. 労働価値説的発想に基づいて独立当事者間原則から軽度な逸脱を図る

21世紀に入り、関連企業間（本支店間も含む）の所得配分において、独立企業間取引の中には参照に馴染まないものがある（参照する際

に微修正¹⁸⁾を要する、さもなくば、労働価値説的発想に基づく貢献に応じた関連企業間所得配分が達成されない）、という理解が、少しずつ国際租税法法律家の間で醸成されてきた。

例として費用分担契約を挙げる。R国法人D社がR国において研究開発をするに際し、関連企業たるQ国法人E社が研究開発費を負担し、D社の研究開発の成果に関する権利を一部E社が取得すると想定する。D社とE社とを独立当事者間と擬すならば、E社がリスクを負担していることに鑑みてE社がD社に支払うべき額も少額に抑え込まれる。E社が権利を取得することによる回収の期待値が5500であり、リスク中立的な割引率が10%であると想定すると、E社がD社に支払うべき額は $5500 / 1.1 = 5000$ であるかもしれない。しかし、独立企業間ではリスク中立に基づく値よりも低い額が支払われるのが通例であるから、E社がD社に支払うであろう額は5000よりも低い額（例えば4000）となる。E社がD社に支払うべき額が逸脱なしの独立当事者間原則に照らして4000であっても、E社が単にお金を出すだけの貢献しかない主体であるならば、E社に $5500 - 4000 = 1500$ の利得が帰属することはおかしい、という議論が21世紀に湧き起こった。E社が起業家リスクを負担する（だからE社がD社に支払う額は5000ではなく4000である）という契約がD社とE社との間で私法上なされていたとしても、租税法の適用に際し、E社の起業家リスク負担を否認し、E社があたかもポートフォリオ投資をするだけの主体であって投資家としてのリスクしか負担しないと的前提（investor model（投資家モデル）という）で、E社のD社に対する支払額は4000ではなく5000であるべきである、という理解が21世紀における国際租税法法律家の間で共有されるようになった。

この改正によっても、 $5500 - 5000 = 500$ の部分、つまりtime value of money（金銭の時間

17) Grinberg (2019) が Karl Marx に言及した (89 頁) のが、管見の限り初めてであると思われる。

18) 私は【軽度の逸脱】と呼んでいる。軽度の意味について、及び重度の逸脱について、II-4. で述べる。

の価値）の部分にE社に人的に帰属することは認められると考えられている。もし、E社がD社に5000の出資をして配当を得るならば、又は5000の金銭貸付をして利子を得るならば、D社がE社に支払うであろう配当所得や利子所得の地理的割当がR国にあると観念されてきた。配当や利子の例と比較して、費用分担契約の例では、R国の所得の地理的割当がtime value of moneyの分だけ過少となる、という問題が残っている。しかし、この問題に本稿では深入りしない。

time value of moneyの部分の問題を軽視できるとすれば、investor modelは、独立当事者間原則からの逸脱ではある¹⁹⁾ものの、金銭を提供しただけの者に投資家としての利得を超える利得の帰属は認めないという意味で、労働価値説的発想に即したD社・E社間の所得配分を達成しようとするものとして正当化の余地がある。

II-4. 労働価値説的発想によっても説明のつかない独立当事者間原則からの軽度の逸脱としての需要地基準

独立当事者間原則からの軽度の逸脱は、労働価値説的発想に即した関連企業間所得配分

（人・機械・工場等の有形の生産要素を稼働させて貢献した者（PEも擬人化する）に当該貢献に応じた所得が帰属する）を達成しようとする。逸脱とはいえ、生産地基準（人・機械・工場等の有形の生産要素を稼働させた場所に所得の地理的割当を観念する）を前提としている点で、逸脱の程度は軽度である。

他方、2018年頃以降、需要地基準での課税権配分もOECD等で論じられるようになってきている²⁰⁾。需要地基準は、独立当事者間原則からの軽度の逸脱としては説明がつかないので、私は軽度の逸脱と呼んでいる。

需要地基準での課税権配分を基礎付けるために、user participation or user contributionやmarketing intangiblesといった議論がなされてきた。これらの議論の当否は2020年以降あまり論じられていない。しかし、ネットワーク効果が働く市場が念頭に置かれることが多かったという共通点を挙げることはできよう。ネットワーク効果が働く市場では、人・機械・工場等の有形の生産要素の稼働による貢献に応じて所得が帰属すべしとする労働価値説的発想でも、国家間課税権配分に関する諸国の合意を調達しにくくなってきている、といえよう²¹⁾。

III. 長期個人視点の租税法と短期世帯視点の社会保障法学²²⁾

III-1. 包括的所得概念と消費型所得概念：時際（intertemporal）二回課税と人際（interpersonal）二回課税 租税法で所得税について講義する際、所得

概念から説明を始めることが多い²³⁾。本稿は包括的所得概念と消費型所得概念に言及し、制限的所得概念は扱わない²⁴⁾。

包括的所得概念の下では、原則として、贈与

19) 多くの国際租税法学者は、investor modelを、独立当事者間原則からの逸脱であると位置付けていない。しかし、investor modelは独立企業間でも観念しうるリスク負担を租税法上否認するのであるから、独立当事者間原則からの逸脱（但し軽度の逸脱）と位置付けた方が、正直であろう、と私は考えている。

20) 学界では1990年代から需要地基準が論じられるようになっていく。Doernberg (1998); Doernberg & Hinnekens (1999)等参照。

21) 浅妻 (2020c) 116-118頁でネットワーク効果について考察したが、本稿では深入りしない。

22) 浅妻 (2020b) 参照。

を課税所得から控除せず²⁵⁾、利子 (time value of money。金銭の時間的価値と訳される) を課税所得に算入する。贈与を課税所得から控除しないことは、人際二回課税 (表1の横軸：贈与者も受贈者も課税される) を惹起する²⁶⁾。利子を課税所得に算入する (又は貯蓄を課税所得から控除しない) ことは、時際二回課税 (表1の縦軸：貯蓄時も利子受領時も課税される) を惹起する。

伝統的な消費型所得概念の下では、原則として、贈与を課税所得から控除することで人際二回課税を排す。利子を課税所得に算入しない (yield exemption 方式という) 又は貯蓄を課税所得から控除する (expensing 方式という) とすることで時際二回課税を排す。

伝統的に包括的所得概念と消費型所得概念とが対比されることが多かったが、人際二回課税の是非と時際二回課税の是非は、別軸の問題であるので、表1のように4つの所得概念が理念的には考えられる。

人際二回課税の有無に関し、贈与を課税所得から控除しない考え方を power (支配力) 基準²⁷⁾ と呼び、控除する考え方を standard of living (生活水準) 基準と呼びたい。

時際二回課税の有無に関し、有る方を所得課税と呼ぶことがあり、無い方を消費課税と呼ぶ

用語法が定着している。有る方は、機械等の資本財を購入した際に減価償却費のみの控除を認める課税方式²⁸⁾ と数理的に等しい。無い方は、機械等の資本財を購入した際に即時全額控除を認める課税方式²⁹⁾ と数理的に等しい。

例として、F氏が、保有していた無価値の土地・甲 (取得費0) を開墾し、毎年農業収益をもたらす農地・甲にしたと想定する。F氏が甲をG氏に譲渡し、F氏が譲渡代金をH氏に贈与したと想定する。無税の世界で、農地・甲の将来の毎年の収益が100であり、利率・割引率が10% (年複利) であると想定する。甲の時価 V は $V=1000$ ³⁰⁾ である。所得税率 t が $t=40\%$ ³¹⁾ であるとすると、包括的所得概念の下では、G氏が将来の毎年の収益について40%の税を納めることが予想できるので、G氏がF氏に払える額は1000ではなく $600(V(1-t))$ と表せる) である。F氏がH氏に贈与する額をF氏の課税所得から控除できないので、贈与額は $360(=V(1-t)(1-t))$ である。H氏も受贈について課税されるのでH氏の消費可能額は $216(=V(1-t)(1-t)(1-t))$ である。包括的所得概念の下では、時際二回課税と人際二回課税の結果として、原則として三回課税が起きる。

他方、消費型所得概念 (expensing 方式を想定する) の下では、G氏がF氏に支払う額をG

23) 金子 (2019) 193 頁、佐藤 (2020) 3 頁、中里他 (2018) 91 頁 (浅妻章如執筆) 参照。また、口述であるため典拠を示せないが、或る租税法研究者は、一時期講義において所得概念の説明を割愛していたことがあったが、所得概念の説明を講義で復活させてから学生の理解が向上した旨を述べている。

24) 数理的に整理すると、制限的所得概念の課税結果は消費型所得概念の課税結果に近い。浅妻 (2020a) 117 頁参照。

25) 所得税法 78 条の寄附金控除は優遇税制である (寄附の分だけ担税力が減少したという説明ではない) という位置付けになる。藤谷 (2004)、藤谷 (2004-2005) 参照。

26) 本稿が人際二回課税を公平の文脈に位置付けているのに対し、Batchelder (2020) 24-28 頁は利他 (altruism) を外部性の問題として論じており、効率性の文脈に位置付けている。

27) 伝統的には ability to pay (担税力) 基準と呼ばれてきた。神山 (2019a) 169 頁参照。しかし、担税力の指標をめぐる論争において担税力基準という表現を用いると、どのレベルで担税力という語を用いているかについて混乱が生じる。そこで本稿では power 基準と表記する。

28) 多くの国の法人税の計算方法。

29) 多くの国の付加価値税の計算方法。

30)
$$= \sum_{n=1}^{\infty} \left(\frac{100}{(1+10\%)^n} \right)$$

31) 日本の租税法体系では相続や受贈について相続税法で課税されるが、この段落では計算の便宜のため所得税法と相続税法との違いを無視する。

表1 横軸（人際）と縦軸（時際）の二回課税の有無

		横：人際	
		贈与等控除不可	贈与等控除可
縦 時 際	所得課税：利子課税 （減価償却費控除）	包括的所得概念 （原則として三回課税）	定着した名前はない （standard of living 基準の所得課税）
	消費課税：利子非課税 （即時全額控除）	定着した名前はない （power 基準の消費課税）	消費型所得概念 （原則として一回課税）

氏の課税所得から控除できる。G氏がF氏に1000を支払うことでその際に400の税負担減の恩恵が生じる。この恩恵はG氏が農地・甲の将来の毎年の営農について毎年40の税を納めることの割引現在価値400と釣り合う。また、F氏がH氏に贈与する額をF氏の課税所得から控除できるので、贈与額は1000である。H氏は受贈について課税されるのでH氏の消費可能額は $600(=V(1-t))$ である。つまり、消費型所得概念の下では、原則として一回課税が起きる。

担税力の指標として何がふさわしいかをめぐる論争において、伝統的に、包括的所得概念（人際二回課税あり、時際二回課税あり）と消費型所得概念（人際二回課税なし、時際二回課税なし）には名前がついているが、standard of living 基準の所得課税（人際二回課税なし、時際二回課税あり）を担税力の指標とする考え方もありうるし、power 基準の消費課税（人際二回課税あり、時際二回課税なし）を担税力の指標とする考え方もありうる。

Ⅲ－２．縦軸（時際）：公平に関する時間の単位

Ⅲ－２－１．時際二回課税が不公平・非効率であるという批判

時際二回課税の是非に関し、所得課税（利子課税）は不公平であり非中立的であると消費課税（利子非課税）支持者は主張する。今年と翌年を生きるI氏とJ氏を想定する。I氏もJ氏

も、今年1000の賃金を稼得し、翌年は賃金を稼得できないと想定する。I氏は今年と翌年の消費を6：4で配分する一方、J氏は4：6で配分しようとしていると想定する。I氏は、今年1000の賃金について400の税を納め、残額600のうち360を今年消費する。240を貯蓄すると、翌年、24の利子が生じる。所得課税の世界では、I氏の翌年の24の利子も課税対象となるので、9.6の税を納め、 $240+24-9.6=254.4$ が翌年の消費額となる。翌年の254.4の今年における割引現在価値は $254.4/1.1 \approx 231.27$ であるから、I氏の今年と翌年の消費の今年における割引現在価値は $360+231.27=591.27$ である。J氏は、今年1000の賃金について400の税を納め、残額600のうち240を今年消費する。360を貯蓄すると、翌年、36の利子が生じる。所得課税の世界では、J氏の翌年の36の利子も課税対象となるので、14.4の税を納め、 $360+36-14.4=381.6$ が翌年の消費額となる。翌年の381.6の今年における割引現在価値は $381.6/1.1 \approx 346.91$ であるから、J氏の今年と翌年の消費の今年における割引現在価値は $240+346.91=586.91$ である。J氏はI氏と比べて所得課税の下で $591.27-586.91=4.36$ ³²⁾不利である。I氏とJ氏の資源は、今年の賃金1000であり、水平的公平に照らしてI氏とJ氏は経済力が等しい³³⁾と評価されるべきところ、J氏がI氏より所得課税の世界で不利に扱われている。所得課税は貯蓄を多くする人（遅い時期に多く消費

32) J氏がI氏より120の消費を1年遅らせることで翌年12の利子所得が多く生じ、 $12 \times 40\% = 4.8$ の租税負担が多く生じる。翌年の4.8の今年における割引現在価値が $4.8/1.1 \approx 4.36$ である。

33) 等しいというのは消費課税（利子非課税）支持者の言い分である。所得課税（利子課税）支持者は同意しないかもしれない。

したいと思う人)に対し不公平に作用している、という批判が成立しうる。また、効率性の観点から、貯蓄(遅れて消費すること)が即時消費と比べて非中立的に不利に扱われているため、所得課税(利子課税)は最適な貯蓄水準と比べて過小貯蓄を招来し、死荷重を生み出す、という批判が成立する。公平に関する【成立しうる】と効率性に関する【成立する】の違いに留意されたい。

消費課税(expensing方式を想定する)ならば、I氏とJ氏との間で有利不利が生じない。I氏は、今年400を貯蓄することで課税所得が1000から600に減額され、240の税を納め、今年360を消費する、翌年、元利合計440が課税対象となり、176の税を納め、 $440-176=264$ を消費する。I氏の今年と翌年の消費の今年における割引現在価値は $360+264/1.1=360+240=600$ である。J氏は、今年600を貯蓄することで課税所得が1000から400に減額され、160の税を納め、今年240を消費する、翌年、元利合計660が課税対象となり、264の税を納め、 $660-264=396$ を消費する。I氏の今年と翌年の消費の今年における割引現在価値は $240+396/1.1=240+360=600$ である。消費課税(利子非課税)支持者は、I氏とJ氏との比較において、消費課税が公平であり中立的である、と主張する。

Ⅲ-2-2. 所得課税(利子課税)支持者からの反論

所得課税(利子課税)支持者であっても、I氏とJ氏との比較において、所得課税が非中立的である(非効率的である)ということ否定しようとする論者は少ない³⁴⁾。非効率的であっても公平の観点から貯蓄又は利子は課税される

にふさわしいと所得課税支持者は考えていることが多い。三つの筋を考える。

第一の筋：I氏とJ氏との比較において、J氏の貯蓄の多さは、I氏とJ氏との間の効用関数の違いの反映であるにとどまらず、例の中で明示されていない特殊な資源(例えば、今年(若年期ともいえる)の消費額を抑え込める意志の強さやスキル)がJ氏にあることを示しているのではないか。だからI氏よりJ氏の方が豊かである(水平的公平に関し同じ経済力ではない)、という論じ方が考えられる。

第二の筋：I氏とJ氏との間の貯蓄性向の違いが効用関数の違いの反映である場合、水平的公平に関し同じ経済力ではないとは言い難い。しかし、現実世界における貯蓄又は利子のうち効用関数の違いの反映である部分は軽視できる程度に小さく³⁵⁾、結局、第一の筋により所得課税(利子課税)が肯定される、という論じ方が考えられる。

第三の筋：消費課税(利子非課税)支持者が今年と翌年を通じてI氏又はJ氏の人格(自己同一性)が維持されていることを前提として、ことに疑問を呈す論じ方が考えられる。時を跨いで人格が維持されない³⁶⁾としたら、今年の貯蓄は今年の自分から翌年の自分への贈与である。表1の横軸に関しpower基準の公平の考え方をとると、贈与者側非控除と受贈者側課税標準算入による二回課税が公平に反しないと考えられている。同様に、表1の縦軸に関し今年から翌年への贈与についても所得課税(利子課税)は公平に反しない、という論じ方が考えられる。一年で人格が維持されなくなるというと極端に聞こえるが、時の経過に伴い人格の同一性が減衰し、数十年の貯蓄については時を跨いだ贈与に近い、という感覚は否定しにくい

34) 例外的に、サエズ&ブックマン(2020)152-160頁は、所得課税(利子課税)が時際二回課税を含むと経済学部等で教育されていることに言及しつつも、弾力性は小さい(所得課税による貯蓄の減少は小さい)(死荷重は小さい)と主張している。

35) 効率性に関し所得課税(利子課税)が惹起する過小貯蓄がもたらす死荷重は小さい(注34参照)、という主張と親和的である。

36) Zelenak(2009)、Parfit(1984)参照。

もしれない。

第三の筋に関し、多くの経済学者は、生涯を通じた人格の維持を前提とし、生涯を公平に関する時間の単位であると考えている。例えば比例税率の付加価値税が逆進的であるかについて、生涯単位の租税負担を考えるべし、といった議論が多い³⁷⁾。租税法学においても、消費課税（利子非課税）支持者の多くは、こうした経済学者の公平に関する時間の単位（すなわち生涯）を共有している³⁸⁾。

Ⅲ-2-3. 社会保障法における時間の単位との比較

他方、社会保障法では、公平に関し生涯を時間の単位とすることは、当然視されている訳ではないように見受けられる。若年期にそれなりの稼ぎとそれなりの消費活動を謳歌した人が、老年期に資源を有していなかった（計画性が足りなかったのか天災等の不運に見舞われた³⁹⁾のか、色々な原因が考えられようが）といった例を想起すると、生涯単位で生活保護受給要件を判定すべきである（生涯単位でそこそこの生活をした人には、今苦しんでいても生活保護受給資格を認めない）、と考える人は殆どいないと思われる⁴⁰⁾。例外はあろうけれども、社会保障法学徒は、租税法学徒と比べ、短期視点の傾

向が強いと推測される。

このように考えてきた時、租税法学界における長期視点の傾向の強さに関しても、疑問が湧く。殆どの経済学徒は、租税法と社会保障法とで公平に関する時間の単位を変えるべきであるとは考えていないであろう。そして、租税法令の適用に関しても、特に貧困が関係する場合には短期視点となるのが指摘されている⁴¹⁾。すると、貧困に関しては、租税法であれ社会保障法であれ（学徒がどう考えるかではなく）人々の公平に関する感覚が短期視点となるのかもしれない、との推論が湧く。他方、年度を跨いだ調整（純損失の繰戻し還付、繰越し控除が典型）が不十分であるために生じる有利不利の程度は、貧困層に関して大きく出てくるという指摘もある⁴²⁾。貧困に関して短期視点の正当化されるとも言い切れない。

短期視点を正当化するための積極的な論拠を示すことには成功していないが、少なくとも生涯を公平に関する時間の単位とすることは極論⁴³⁾と位置付けられるのではないか、という推論は許されよう。

Ⅲ-3. 横軸（人際）：個人単位と世帯単位

Ⅲ-1. において、暗黙裡に個人単位の税制を想定していた。しかし、配偶者や家族との間

37) 大竹（2012）、神山（2019b）参照。

38) 利子を課税標準に算入しつつ時間の単位について生涯という単位を支持する、という論は、ありえないではない。この場合、現状においても実現主義は包括的所得概念と相性が悪いが（ロック・イン効果について、中里他（2018）127頁（浅妻章如執筆）参照）、現状以上に実現主義は拒否され、時価主義が求められる、或いは、実現主義と同様の課税のタイミングを維持しつつも租税負担を時価主義の場合に近付ける工夫が求められる（Strnad（1990）、Cunningham & Schenk（1992）、Shuldiner（1992）、Bradford（1994）、橋本（2004）（2005）、Land（1996）、浅妻（2013）参照）。

39) 不運に対しては貯蓄や保険で対処できた筈であり結局は計画性の不足であるとの議論はありうる。

40) 社会保障法の領域であっても、年金のような長期の計画が関係する場合は、長期視点の当てはまりやすいかもしれない。特に積立方式年金ならば長期視点に馴染みやすいと考える人もいるであろう。現実の年金制度は賦課方式である。或る人の老年期において生産年齢人口が少ないなど、その国全体の経済力を乏しくさせる要因があったとしたならば、積立方式でも賦課方式でも老年者に年金として支給される額は小さくなるざるをえない。私は、積立方式か賦課方式かの違いを軽視（無視ではないにせよ）している。賦課方式でも長期視点は考えられる。

41) 高橋（2010）参照。

42) Batchelder（2003）参照。この他、時を跨いだ調整に関して神山（2007）、増井（2009）等参照。

43) 生涯より長い時間の単位として世代を跨いだ王朝理論も知られている。しかし、知られているだけで、実証的にも規範的にも王朝理論支持者は少ないと見受けられる。

で所得を分割することができるか否か⁴⁴⁾ ⁴⁵⁾、という論点もある⁴⁶⁾。Ⅲ－1.において、比例税率を想定していたが、累進税制の下では、所得分割が可能であると合計の租税負担が減ることがあるからである。

所得額 x ($0 \leq x \leq 1$)⁴⁷⁾ に対し所得税率（限界税率）が $0.8x$ ⁴⁸⁾ である税制⁴⁹⁾ を想定する⁵⁰⁾。一人に1の所得が帰属する場合の税額は $\int_0^1 (0.8x) dx = 0.4$ である。二分二乗なら $2\int_0^{0.5} (0.8x) dx = 0.2$ である。N分N乗、例えば四分四乗なら、 $4\int_0^{0.25} (0.8x) dx = 0.1$ である。

個人単位主義税制下でも、所得税法56条のような所得分割防止規定がないならば、かつ、贈与を贈与者の課税所得から控除し受贈者の課税所得に算入するならば、二分二乗方式やN分N乗方式と同様の課税結果を達成することができる。逆に、所得税法56条等の存在は、夫婦間や家族間での所得分割を認めないとする租税政策の表れである。Ⅲ－1.における表1の横軸では人際二回課税の是非として贈与の控除の可否という説明をしたところ、課税単位は人際二回課税の有無の問題とは異なる⁵¹⁾ ものの、扶養を扶養者の担税力減殺要因と扱わない（被扶養者の担税力増加要因と扱わないことの裏返し）租税政策を日本法は採用している。

日本の租税法は個人に着目する傾向が強い。とはいえ、日本の租税法の下でも家族に着目することはある。例えば配偶者控除（所得税法83条）等がある。なお、配偶者控除の適用の有無は、法律婚であるか否かと連動している⁵²⁾。

日本の社会保障法は、租税法と比べ、個人より世帯に着目する傾向が強い。例えば、生活保護受給資格の有無は世帯単位で判定される。更に、世帯は、法律婚であるか否かと必ずしも連動していない。事実婚も夫婦扱いされる⁵³⁾ ことが珍しくない。

経済学徒の多くは、租税法と社会保障法とで、公平に関する人的単位（個人単位か夫婦単位か世帯単位か）を変えるべきであるとは考えていないであろう。しかし、租税法に関しては個人単位が優勢である一方、社会保障法に関しては世帯単位が優勢である、という対照がある。更に、租税法に関しても夫婦や世帯が意味を持つことがあるがその際には法律婚か否かとの連動が強い⁵⁴⁾ 一方、社会保障法に関しては連動が弱い、という対照がある。

これらの対照は、公平（分配的正義）に関しいわゆる担税力（ability to pay 又は Leistungsfähigkeit の定訳。社会保障やその他の費用の負担⁵⁵⁾ も考慮する文脈では、直訳の給付能力の方がふさわしいかもしれない）の画し

44) 全般的に鎌倉（2017）、ドイツについて谷口（2017）、奥谷（2020）、アメリカについて佐古（2017）参照。

45) 所得分割は認めないが所得段階を個人用と夫婦用で変えるという主張もありうる。金子（1977）参照。

46) Oldman & Temple（1960）参照。

47) この1に相当するのは日本の所得税法では4000万円である。

48) 税率が $0.8x^2$ （所得 $x=0$ の時の限界税率は0%、所得 $x=1$ の時の限界税率は80%）のように所得が多いほど限界税率の上がり方が急ならば、二分二乗やN分N乗による合計租税負担の減少幅は更に大きくなる。

49) 現実の税財政制度下では、生活保護水準の人が直面する限界税率が高い。

50) 計算の便宜のため本段落と次段落で所得税法86条等の人的控除は無視する。

51) 所得税法9条1項15号参照。

52) 事実婚「配偶者控除」訴訟・最判平成9年9月9日訟月44巻6号1009頁。扶養親族に関する最判平成3年10月17日訟月38巻5号911頁も参照。

53) 事実婚を含むと社会保障法令に明記されていることが多いし、法律婚不可能な間柄でも事実婚扱いする例もある。姪について厚生年金保険法に関する最判平成19年3月8日民集61巻2号518頁参照。私法も法律婚か否かの区別を重視しないことがある。法律婚不可能な同性間の不貞について慰謝料を認容した東京高判令和2年3月4日判時2473号47頁参照。但し犯罪被害者の配偶者に同性を含めなかった名古屋地判令和2年6月4日判時2465=2466号13頁も参照。

54) 租税法令でも例外的に事実婚等を考慮する場面について加藤（2019）参照。

方の難しさを示している。Ⅲ－1.における消費課税（利子非課税）支持者は、double distortion theory（二重の歪み理論）に基づき、賃金又は消費のみが担税力（給付能力）の指標としてふさわしいとする。これは、tax mix 論（種類の税に頼ると弊害が大きいので所得課税、消費課税、財産課税をミックスさせるべきとの議論⁵⁶⁾）への反駁⁵⁷⁾である。他方、前述の対照、即ち、社会保障法と租税法との間の賦課物件と課税物件の構成の仕方の違いは（執行の便宜以外の理由、すなわち公平の観点からの理由があるならば）、一種の tax mix 論であると評しうる。

尤も、公平に関する人的単位が個人ではなく夫婦又は世帯であるべきである、といった議論

は成立しにくい⁵⁸⁾。公平に関する人的単位が個人であるべきことを前提としたとしても、夫婦又は世帯が個人の経済力に与える影響が軽視し難いため、制度の運用が夫婦単位や世帯単位であることもある⁵⁹⁾。公平に関する人的単位が個人であるべきことを前提としたとしても、個人単位で（夫婦や世帯を軽視して）制度を運用すべき場面があるとしたら、特殊な考慮（例えば、税制を個人単位にすることで夫婦単位課税や世帯単位課税の下における second earner⁶⁰⁾の賃労働就労阻害要因を減らすべきである⁶¹⁾）といった、公平ではなく効率性の文脈に属するかもしれない考慮）に基づいた議論である可能性もある。

Ⅳ. 生涯単位の稼得能力

Ⅳ－1. 非中立性の除去を徹底した先の課税標準たる才能

Ⅲ－1. で表1の縦軸に関し所得課税（利子課税）と消費課税（利子非課税）とを比較し、利子課税は即時消費と貯蓄（遅れた消費）との選択につき不公平・非中立である、という議論を見た。

消費課税（利子非課税）であっても、時間を賃労働に使うか余暇⁶²⁾に使うかの選択において、賃労働を不利に扱う⁶³⁾、という非中立性を抱えている。なお、所得課税（利子課税）ならば労働 vs. 余暇の選択に税制が及ぼす非中立性の影響を弱めるという論理は成立し難い（double distortion theory）。利子課税も労働

55) 一定の所得を超えると児童手当等を受給できなくなるといった制度も或る種の負担である。また、税財政以外の文脈でも公平（分配的正義）を勘案すべきかについて意見が分かれることがある。例えば、保育園の費用について親の豊かさを勘案すべきという意見は珍しくない（逆に英米の保育園の費用では勘案されにくい）。例えば、大学の学費について学生本人やその親の豊かさを勘案すべきという意見は珍しくない（逆に日本の大学では勘案されにくい）。

56) 金子（2019）90頁参照。

57) tax mix 論からの再反論として、Gamage（2014）、（2015）参照。

58) 中里（1995）、小塚（2017）、加藤（2020）等参照。

59) 課税単位に限らないが、岡村（2020）46頁は「湾曲」と表現している。

60) 家計内第二稼得者。専／兼業主婦／夫。

61) 谷口（2017）、Thomas & O'Reilly（2016）等参照

62) 賃労働以外の活動であり家事労働を含む。余暇という表現は誤解を招くが、他に良い表現が思い当たらないので本稿でも余暇という。なお、賃労働の時間であっても賃金以外の満足（例えば研究者が良い論文を書いて獲得する名誉）が重要なこともあり、時間配分のモデルでは上手く説明のつかない現象もある。

63) 労働 vs. 余暇という表現が人口に膾炙しているので本意ながら本稿でもこの表現を用いる。重要なのは、市場における消費による効用と市場を経ない効用（多くは帰属消費であるが、注62の名誉のように、帰属消費とも言い難い現象もある）との間の選択である。

vs. 余暇の選択において労働を不利に扱うからである⁶⁴⁾。所得課税（利子課税）も消費課税（利子非課税）も労働 vs. 余暇の非中立性は残ることを議論の前提としている。

労働 vs. 余暇の非中立性を除去するためには、幾ら稼いだかではなく幾ら稼ぐ能力があるか、即ち才能（endowment⁶⁵⁾、talent）を課税標準とすべきである、と説かれる。或る時点の稼得能力を課税標準とすると稼得能力を高めるための投資（勉強等）に負の誘因が生じてしまうという批判が生じる。この批判に対処するために、効率性（中立性）の観点から理想的な課税標準たる才能は、或る人が生涯において稼得を最大化するために努力したと仮定した上での稼得能力である、という説明になる。公平の観点からも、この意味での才能の等しい人に等しい租税負担を課し才能の高い人に重い租税負担を課すことは、水平的公平・垂直的公平に適う。

しかし、この意味での才能を理想的な課税標準と見ることに對し、Ⅲ-1. の表1の縦軸（時際）と横軸（人際）に関して、疑義が呈せられる。

Ⅳ-2. 縦軸（時際）：事前の視点 vs. 事後の視点

Ⅳ-2-1. スーパースター効果や稼得の二極化

Ⅳ-1. で才能が担税力（給付能力）の理想の指標と考えられてきたと論じた際、即時消費 vs. 貯蓄（遅れた消費）の選択や、労働 vs. 余暇の選択に焦点を当てていた。選択に焦点を当

てると自然と事前の視点を重視することになり、担税力（給付能力）の理想の指標は生まれた時点で測定されるべきということになる。

事前の視点を突き詰めて才能が担税力（給付能力）の理想の指標であるという時、その人の有形の生産要素としての能力が念頭に置かれる。しかし、スーパースター効果の働く市場など、現実世界の税引前所得分配が才能や努力に比例しないことは珍しくない。アメリカの新人弁護士稼得が5万ドルと16万ドルとに二極化している⁶⁶⁾（ポストにありつけた弁護士とそうでない弁護士との間で格差が広がっている）など、才能や努力に比例した所得配分という素朴な労働価値説的発想に沿わない税引前所得分配の例は珍しくない⁶⁷⁾。

最適課税論の出発点は、rent 課税は効率性を害さないという点である。rent 課税の一つである才能課税は効率性を害さない。更に、公平にも適うと考えられている⁶⁸⁾。アメリカにおける高騰した取締役報酬については重課が効率性・公平の観点から正当化されると考えられやすい（但し異論もある⁶⁹⁾）。

税引前所得分配の格差が広がりつつあることは、博打的要素が強まりつつある、と翻訳できる。賃労働市場における勝者総取り部分が、rent であるならば、重課しても効率性を害さない（公平にも適う）。リスク投資として捉えようと、rent ではないから重課が効率性を害しうる。

租税法は、金融資本のリスク投資について

64) Bankman & Weisbach (2006)、藤谷 (2007) 参照。

65) endowment は直訳すれば【与えられたもの】である。与える者を天（endowment を天賦と訳す場合）に限るか、親を含むか、議論の文脈次第で固まっていないように見受けられる。Batchelder (2020) 25 頁は「the optimal tax literature defines endowment more broadly to include things like inherited income and health.」（最適課税論は endowment を広く定義しており、遺された所得や健康のようなものを含めている）と述べている。

66) Unknown (2013) 参照。

67) 個人所得格差について、松下 (2019) 82-83 頁は「乗算過程である」から「対数正規分布に従う」としている。高校三年生の身長は正規分布であり、「加算過程」（11 頁）であるという。個人所得格差が乗算過程であるという論理については未だ納得できていないが、結果として正規分布より対数正規分布の方が当てはまりが良いことについては異論を唱えようがない。

68) 但し扶養についてⅣ-3. で考察する。

69) Mankiw (2013) 参照。同号の Kaplan & Rauh (2013) における重課擁護論も参照。

それなりに議論を蓄積してきた。例えば、損失が生じた場合は即時還付を認めることがリスクに対し中立的である⁷⁰⁾。

これに対し、人的資本のリスク投資については議論の蓄積が十分でないように管見の限り見受けられる。その中で、Batchelderが扱う人的資本のリスク選択モデルが興味深いので、紹介する。

IV-2-2. Batchelderモデル（人的資本のリスク選択）の紹介⁷¹⁾

事前の視点を突き詰めると生まれた時点の才能が理想の担税力（給付能力）の指標であるとIV-2-1.で前述した。しかし、Batchelder⁷²⁾は、

人々がどのようなリスクを選んだか⁷³⁾によってpotential earnings（潜在稼得⁷⁴⁾）が変わる⁷⁵⁾というモデルを考察している。

高い潜在稼得を有する個人のグループが、安全進路（safe choice）と危険進路（risky choice）の進路選択に直面している。安全進路だと確実に潜在稼得は\$20万となる。危険進路だと半々の確率で潜在稼得は\$50万か\$10万となる。社会厚生関数がこの才能（endowment）グループの個人に一人当たり\$10万の税を要請する。以上の想定の下、三つの税制を比較している（表2）。

第一に、厚生主義批判者⁷⁶⁾が想像する最適課税論の示唆する税制は、この才能グループの個

70) Weisbach (2004) 8頁以降参照。

71) Batchelder (2020.8.8 draft) 43-47頁（2023年5月の校正時に確認した際もBatchelderモデルに変化はないようである）。この論文全体（本稿で紹介する部分ではなく）の趣旨としては、明示的にはRonald Dworkinを批判している。批判というより、resource egalitarianism（資源の平等主義。luck egalitarianism（運の平等主義）の方が人口に膾炙しているかもしれない）が最適課税論に対してする批判への再反論である。resource egalitarianとegalitarian optimal tax theory（平等主義的最適課税論。強者も弱者も等しく重み付ける社会厚生関数を想定する功利主義と異なり、弱者の効用を重視する社会厚生関数を想定する）とで目指すべき税制はあまり変わらない旨を論じる。

72) 本稿でBatchelder (2020)の全てを紹介する余裕はない。38-43頁において、潜在稼得が\$25万である個人H氏と\$5万である個人L氏（ L_1 , L_2 , L_3 ）からなる社会を想定し、LがHの3倍の人数であると想定している。第一に、税引後の総潜在稼得を等しくする（ETPE: equalizing total potential earnings）税制として、Hが\$15万の一括税を納め、Lに一人当たり\$5万ずつ給付する（Hがフルタイムで働けば税引後稼得は\$10万、Lもフルタイムで働けば税引後稼得は\$10万）となる税制が考えられる。ETPEの下では、LとHの労働時間が同じであれば常にLがHより有利である。例えばHが80%働いた場合、 $-\$15万 + \$25万 \times 80\% = \$5万$ であるのに対し、Lが80%働いた場合、 $\$5万 + \$5万 \times 80\% = \$9万$ である。この場合、HがLを羨む。第二に、税引後の総潜在稼得が無羨望となる（NETPE: no-envy total potential earnings）税制として、Hが納める一括税を\$15万より小さくし、それに応じてLへの一人当たり一括給付額も\$5万より小さくする、例えば、Hの一括税を\$10万としLへの一括給付金を\$33333とする、という税制が考えられる。第三に、税引後時間当たり潜在稼得を均等にする（EHPE: equalizing hourly potential earnings）税制（税引後時給を均等にする）と表現しても大過ないと思われる）として、Hに労働時間毎の潜在稼得×60%の税を課し、Lに労働時間毎の潜在稼得×100%の補助金を与える税制が考えられる。Hの税引後潜在稼得もLの税引後潜在稼得も\$10万となり、稼得が労働時間に比例するという想定からHとLは同じ税引後時給に直面する。EHPEはHの賃労働意欲を強く削ぐという効率性の観点からの欠点を抱える。従って、第二と第三（NETPEとEHPE。無羨望総潜在稼得と税引後均等時給）の組み合わせが最適であろうと論じる。

73) 年収\$100万の投資銀行員が年収\$25万のスキー指導員に転職したが気候変動によりスキー指導員の年収が\$5万に落ち込んだという場合、転職はresource egalitarianのいうoption luck（社会が補填しない損得）であろうが、気候変動はbrute luck（社会が保険を提供すべき損得）なのか、という問題も論じられている。ここでは立ち入らない。

74) 潜在稼得は稼得と異なり、フルタイムで働いた場合の稼得である。パートタイムの稼得は労働時間に比例すると想定している。

75) 事前の期待潜在稼得（*ex ante* expected potential earnings）と事後の潜在稼得（*ex post* potential earnings）が、リスク選択によって変わることについて、Batchelder (2020) 44頁及びそこで引用されているSugin (2011) 253-254頁参照。

人に \$ 10 万の一括税を課すというものである。完全事前才能税 (Fully Ex Ante Endowment Tax) と呼ぶ。しかし、この税制の下では危険進路で敗者となった場合に税引後潜在稼得が 0 となるので誰も危険進路を選ばなくなり、安全進路と危険進路との間の選択を税制が歪めてしまう。

第二に、安全進路を選択した者の租税負担が \$ 10 万である一方、危険進路について保険を考案し、危険進路を選択した者が勝者であっても敗者であっても税引後稼得が \$ 20 万となる (勝者は \$ 30 万の税を支払い敗者は \$ 10 万の給付を受ける) という税制が考えられる。保険済み才能税 (Insured Endowment Tax) と呼ぶ。この税制下では誰も安全進路を選ばなくなり、安全進路と危険進路との間の選択を税制が歪めてしまう。

第三に、安全進路と危険進路との間の選択を税制が歪めないようにするために、この才能グループの人についてどの進路であっても勝者であっても敗者であっても事後的潜在稼得に 40% の税率で課税するということが考えられる⁷⁷⁾。リスク中立才能税 (Risk-Neutral Endowment

Tax) と呼ぶ。

事前の情報だけにに基づく税制は人々の選択を歪めてしまうとする resource egalitarian からの批判を取り込みつつ、事後の情報だけにに基づく税制も我々の行動を歪めてしまうこととの妥協を、平等主義的社会厚生関数 (egalitarian social welfare function) を前提としつつ最適課税論の枠組みで図った結果が、事前の情報に基づく税率決定と、事後の情報に基づく課税標準の決定であるという。

Ⅳ-2-3. Batchelder モデルの考察

リスク投資に関する税の中立性・非中立性の標準的な議論では、time value of money を課税標準に含む所得課税が非中立的であるとされ、time value of money を課税標準に含まない消費課税が中立的であるとされてきた。消費課税の方法は二種類あり、yield exemption 方式と expensing 方式がある。yield exemption 方式と expensing 方式は、数理的に同じであるとされてきた。執行面を考慮すると、yield exemption 方式は、実際の受取利子のうち非課税とすべき利子部分と課税標準に算入すべき部

表 2 リスク計算に着目した進路毎の税引後潜在稼得⁷⁸⁾

選択	税引前潜在稼得	税引後潜在稼得		
		完全事前才能税	保険済み才能税	リスク中立才能税
安全	\$ 20 万	\$ 10 万	\$ 10 万	\$ 12 万
危険	勝	\$ 50 万	\$ 40 万	\$ 30 万
	敗	\$ 10 万	\$ 0	\$ 6 万

76) non-welfarist. Ronald Dworkin に代表される resource egalitarian を主に念頭に置いている。Sam (2018), (2019) も参照。

77) Batchelder (2020) 45 頁は危険進路の勝敗確率が半々であることを明示している。他方、税制による歪みが無いとした場合の安全進路と危険進路の選択割合の想定については明示してない。この才能グループの 50% が安全進路を選択し、25% が危険進路の勝者となり、25% が危険進路の敗者となると想定していると読解するのが素直である。 $\$ 8 万 \times 50\% + \$ 20 万 \times 25\% + \$ 4 万 \times 25\% = \$ 10 万$ ということであろう。もし安全進路選択割合が 30% であるならば、 $\$ 20 万 \times r\% \times 30\% + \$ 50 万 \times r\% \times 35\% + \$ 10 万 \times r\% \times 35\% = \$ 10 万$ となる $r\%$ を求めると、 $10 \div (6 + 17.5 + 3.5) = 37.037\%$ となる。

78) 「After-Tax Earnings Under Different Ways of Addressing Calculated Risks」。Batchelder (2020) 46 頁。「After-Tax Earnings」を直訳すれば【税引後稼得】であるが、Batchelder モデルを善解すれば、【After-Tax Potential Earnings】(税引後潜在稼得) と言わんとしていたのであろう、と推測される。

分（リスク対応収益部分や、実質的労働所得部分⁷⁹⁾）との区別を要する一方、expensing方式は、事後的な受取投資収益全額を課税標準に算入してよい（非課税部分との区別を要しない）という利点⁸⁰⁾がある。

Batchelderモデルは、事後的な情報で課税標準を画すことの利点を説く点で、expensing方式の利点と共通性を有する。

尤も、第二の保険済み才能税が安全進路と危険進路との間の選択を歪め、全員が危険進路を選んでしまうことの何が悪いのか、という疑問が湧く。Batchelderの要点（税の無い世界でのリスク選択を税が歪めない）は読み取れるが、読者は第二の保険済み才能税に魅かれると思われる。

税制による歪みが無いとした場合の安全進路と危険進路の選択割合が半々ならば⁸¹⁾、税引前潜在稼得期待値は\$25万(= \$20万×50% + \$50万×25% + \$10万×25%)である。第二の保険済み才能税の下で全員が危険進路を選んだならば、税引前潜在稼得期待値は\$30万(= \$50万×50% + \$10万×50%)に上がる。また、保険済み才能税の下で危険進路の敗者の税引後潜在稼得を勝者の税引後潜在稼得と同じにする必要はない。敗者の税引後潜在稼得を\$15万とし（\$5万を給付する）、勝者の税引後潜在稼得を\$25万とする（\$25万を徴税する）という想定でも、全員が危険進路を選ぶ。

Batchelder (2020) は草稿であるので、想定を修正するかもしれない。人間にリスク嫌いの傾向があるため安全進路より危険進路の方が税引前潜在稼得の期待値が高めの想定になっていると推測できるが、差が大きすぎるのかもしれ

ない。また、第二の保険済み才能税の下で危険進路を選ぶ人が無税下の選択割合よりも増えるならば、安全進路の税引前潜在稼得が増え危険進路の税引前潜在稼得の期待値が減る（安全進路と危険進路の税引前潜在稼得の期待値の差が縮まる）のかもしれない。しかし、差をどれだけ縮めても、危険進路の税引前潜在稼得の期待値の方が少しでも高い限り、第二の保険済み才能税が効率的である、という結果が出るであろう。

安全進路の選択者（K氏と呼ぶ）の税引前潜在稼得を a と置く ($0 < a$) (Batchelderモデルでは $a = \$20$ 万)。安全進路の税額を t と置く ($0 < t$) (Batchelderモデルでは $t = \$10$ 万)。安全進路の税引後潜在稼得を $a - t$ と置く ($t < a$)。危険進路の税引前潜在稼得の期待値を $a + b$ と置く ($0 < b$) (Batchelderモデルでは $b = \$10$ 万)。危険進路の勝敗確率を半々とする。危険進路の勝者（L氏と呼ぶ）の税引前潜在稼得を $a + b + c$ と置く ($0 < c$) (Batchelderモデルでは $c = \$20$ 万)。危険進路の敗者（M氏と呼ぶ）の税引前潜在稼得を $a + b - c$ と置く ($b < c$)⁸²⁾。L氏の税を $t + c$ とし、M氏の税を $t - c$ とすれば、L氏とM氏の一人当たりの租税負担はK氏と同じである。L氏の税引後潜在稼得は $a + b + c - (t + c) = a - t + b > a - t$ でありK氏より有利である。M氏の税引後潜在稼得は $a + b - c - (t - c) = a - t + b > a - t$ でありK氏より有利である。L氏とM氏の税引後潜在稼得に差を付けたければ、例えば、L氏の税を $t + c - b/2$ 、M氏の税を $t - c + b/2$ とするなど、変化を付ければよい。

Batchelderモデルでは危険進路の勝敗確率

79) BEIT (Kleinbard (2007a), (2007b)) は投資収益を累進課税の課税標準に含めようとしていたが、Dual BEIT (Kleinbard (2017a), (2017b), (2017c)) は投資収益を軽課で済ませようとしていた。Dual BEIT下で、起業家が実質的には労働所得なのに形式的に投資収益として受ける所得を労働所得なりに累進課税で重課することが重要となる。

80) 投資の前の時点では、expensing方式は即時控除すべき投資部分と課税標準に算入すべき消費部分との区別を要する一方、yield exemption方式はその区別をしない（投資部分も消費部分も課税標準に算入するため）という利点がある。

81) 注77参照。

82) もしも $b > c$ ならば $a + b - c > a$ となる。税制による歪みの無い世界で全員が危険進路を選択する。

が半々であったが、危険進路の勝利確率を p と置き ($0 < p < 1$)、敗北確率を $1-p$ と置く。危険進路の税引前潜在稼得の期待値を $a+b$ と置く。危険進路の勝者の税引前潜在稼得を $a+b+(1-p)c$ と置く。危険進路の敗者の税引前潜在稼得を $a+b-pc$ と置く。やはり、勝者の税を $t+(1-p)c$ とし敗者の税を $t-pc$ とすれば、勝者の税引後潜在稼得は $a+b+(1-p)c - \{t+(1-p)c\} = a-t+b > a-t$ 、敗者の税引後潜在稼得は $a+b-pc - \{t-pc\} = a-t+b > a-t$ となる。又は、勝者の税を $t+(1-p)c-b/2$ とし敗者の税を $t-pc+b/2$ とすれば、勝者の税引後潜在稼得は $a+b+(1-p)c - \{t+(1-p)c-b/2\} = a-t+3b/2 > a-t$ となり、敗者の税引後潜在稼得は $a+b-pc - \{t-pc+b/2\} = a-t+b/2 > a-t$ となる。危険進路選択者は安全進路選択者より確定的に有利である。

人間のリスク嫌いの傾向に鑑みて危険進路の税引前潜在稼得の期待値が安全進路の税引前潜在稼得より大きいモデルを想定すると ($0 < b$ を前提にすると)、第二の保険済み才能税が第三のリスク中立才能税より効率性の観点から悪いという評価を導くことは困難である。税制が b 又は c を測定できるなら、Batchelder モデルでは a だけでなく c も運であるので、 c を移転するという一括税を導入することが、 $0 < b$ を前提にすると効率的であり、第二の保険済み才能税が一括税の要素を含んでいるから第三のリスク中立才能税より効率的である、と説明されよう。

第三のリスク中立才能税は、 a と事後の潜在稼得の測定を前提としている。税制が a と事後の潜在稼得を測定できるが b も c も測定できないという場合、 c を移転する一括税の執行コストが、第三のリスク中立才能税の執行コストより高い、ということがあるかもしれない。そ

して、第二の保険済み才能税の第三のリスク中立才能税に対する効率性の優位より、執行コストの差の方が大きければ、第二の保険済み才能税が第三のリスク中立才能税より良いとは言い切れない。とはいえ、 a と事後の潜在稼得を測定できるならば、 b も測定でき、事後の潜在稼得と b との差も測定できる。やはり、 $0 < b$ を前提にすると、第二の保険済み才能税より第三のリスク中立才能税が効率性の観点から良いという理路は描きにくい。

$b < 0$ の場合、即ち、危険進路の税引前潜在稼得の期待値が安全進路の税引前潜在稼得より小さい場合、第二の保険済み才能税と第三のリスク中立才能税の優劣を論ずる余地が生まれる。しかし、人間がリスク嫌いであるという傾向と $b < 0$ という前提が、両立しうるか、という疑問が次に湧く。

危険進路の勝敗確率が半々であるというような場合、 $b < 0$ は成立しにくいと推測される。他方、 p が 50% よりずっと小さく 0 に近い値であって c が大きな値である場合、つまり勝者総取りの市場である場合⁸³⁾、 $b < 0$ は成立しうる⁸⁴⁾ と思われる。この場合、第二の保険済み才能税と第三のリスク中立才能税の効率性の観点からの優劣は直ちには決し難い。第四の可能性があるかもしれない。

以上見てきたように、Batchelder 自身は第三のリスク中立才能税を支持しているものの、第二の保険済み才能税と第三のリスク中立才能税との間の優劣については、議論の余地が残されていると思われる。事前の視点から税率を決定し事後の視点から課税標準を決定する、という第三のリスク中立才能税のアイデアは目新しく興味深いものの、今後学界に根付くか定かでない。

他方、第一の完全事前才能税が第二の保険済

83) c が大きいても p が 0 に近ければ、危険進路の敗者の税引前潜在稼得 $a+b-pc$ のうちの $[-pc]$ の絶対値は小さい。 b の絶対値も小さい場合、勝者総取りの危険進路の勝者と敗者との間の差は大きくと、敗者と安全進路選択者との差は大したことないかもしれない。

84) 労働市場ではないが、 p が 0 に近く c が大きい例として、宝籤を挙げることができる。 p が 0 に近い時に p を過大視する人間の傾向が、宝籤の成立の前提である。

み才能税又は第三のリスク中立才能税と比べて効率性の観点から悪いという評価をBatchelderが導いている点については、読者も同意するであろう。そして、第一の完全事前才能税が効率性の観点から棄却されるであろうという見通しが得られたことは大きな前進と評せる。

Ⅳ－3. 横軸（人際）：稼得能力が担税力（給付能力）の理想の指標か

Ⅳ－3－1. 扶養を考慮するか

N氏とO氏の稼得能力は同等（世間の平均値や中央値より上であると想定する）であると想定する。N氏はN氏と同等の稼得能力を有するP氏と婚姻していると想定する。O氏はO氏より低い稼得能力を有するQ氏と婚姻していると想定する。子や老親に関する事情はNPとOQとの間で変わらないと想定する。

O氏とQ氏の間では比較優位が働き、O氏は賃労働に多くの時間を投入する等するであろう。N氏とP氏の間では比較優位が働かない⁸⁵⁾ので、O氏の賃労働時間はN氏の賃労働時間より長くなりがちであろう。N氏とO氏の稼得能力が同等という想定から、稼得はO氏の方が多くなりやすい⁸⁶⁾。

N氏とO氏との稼得能力が同等であるならばN氏とO氏の租税負担は同等であるべきであろうか。O氏がQ氏という扶養者を抱えている分だけ、O氏の担税力（給付能力）はN氏より低いと考える者は少なくないであろう。稼得能力が担税力（給付能力）の理想の指標であるか疑問の余地が生まれる。

Ⅲ－1. の表1の横軸（人際）は、贈与等の控除の可否に焦点を当てていた。ここでいう贈与は自発的な移転が念頭に置かれることが多かった。power基準は財産支配力の行使を担税力（給付能力）の指標とするので、自発的な

移転としての贈与は消費に含められる（贈与の控除は認められない）と考える。しかし、控除の可否が自発的な移転か非自発的な移転かで決まるか、については疑義を呈しうる。power基準の租税公平感を有する者であっても、赤十字への寄附など、自発的な移転であっても控除の対象とするにふさわしいと考えられがちな贈与はある。他方、standard of living基準の租税公平感を有する者であっても、ティファニーの指輪をホスト・ホステス等にプレゼントすることや、アイドルグループの音楽CDをn枚購入すること（音楽を聴くためには1枚買えば済むので、n-1枚分は、経済実質的には贈与であると評しうる）など、控除の対象とするにふさわしくないと考えられがちな贈与はある。恐らく、赤十字への寄附等は、格差緩和に資すると感じられるから控除にふさわしいと考えられがちである一方、ホスト・ホステスやアイドルグループへの贈与は格差緩和に資さないと感じられるから控除にふさわしくないと考えられがちである、と推測できよう（弱者救済のための財政支出の節約に資するか否か、という表現でもよい）。power基準かstandard of living基準かの対立は、控除対象候補支出が格差緩和に資すると感じられるか否かの対立へと、修正した方が正確であろう。

控除の可否（所得分割の可否）を、格差緩和に資するか否かで決める、という私の推論に同意が得られたとしても、N氏とO氏との比較において、O氏の担税力（給付能力）はN氏より低い（扶養は担税力（給付能力）減殺要因である）と考えられるか否かについて、恐らく国民の間で暫くの間意見が対立し続けるであろうと予想される。家族は格差緩和装置であるとする右派的・保守的な家族観も、家族は格差発生装置であるとする左派的・進歩的な家族観も、どちらもそれなりの説得力を有するであろうと予

85) O氏がN氏より出世に繋がる転勤等を躊躇しにくいことの方が時間配分より重要かもしれないので、一つ前の文章の「時間を投入する等するであろう」において「等」を挿入した。

86) 逆に、N氏とO氏との稼得能力が同等であるか分からないが、政府が観察できたO氏の稼得がN氏の稼得と同じであるという場面を想定する。O氏の稼得能力はN氏より低いと推測できる。

想されるからである。

私は、扶養に関してO氏の担税力（給付能力）減殺要因と考えてよい、という感覚を有している。しかし、これは一参政権者としての感覚にとどまる。一租税法学徒として論証するだけの準備は整っていない。O氏がQ氏を扶養することはO氏が強制されていることではないから扶養に関する負担は非自発的な負担とはいえないという考え方も成立しうる。O氏と婚姻したQ氏と同等の稼得能力を有するQ'氏はQ氏より性的魅力に乏しいのでO氏と婚姻できなかったとすると、扶養を担税力（給付能力）減殺要因とみてO氏の納税義務を減らすことは、稼得能力は等しいが能力（性的魅力を含むとした場合の能力）がQ'氏よりも高いQ氏を優遇することとなり格差緩和に資さないという考え方も成立しうる。O氏がQ氏を配偶者に選ぶことは、政府や赤十字が弱者を救済することと比べ、O氏の恣意的選択に依存しており⁸⁷⁾、格差緩和に資するとは評価できない、という考え方も成立しうる。

とはいえ、Q'氏のように稼得能力が低く恋愛市場等の民間活動においても救済が与えられない人に公的支援を与えるためには、どこから資源を調達せねばならない。その資源はN氏やO氏のような強者から調達される。この税制の役割に照らして、N氏とO氏との担税力（給付能力）の比較という視点は避け難い。O氏がQ氏を扶養しているが故にN氏より消費額が小さく（つまり扶養を消費に含めない考え方）O氏はN氏より担税力（給付能力）が低い（経済力が乏しい）、という考え方も成立しうる⁸⁸⁾。

論の運び方が強引であることは否定し難いが、国際租税法において、有形の生産要素の稼働という貢献に応じた所得稼得という労働価値

説的発想では説明のつかない課税権配分が論じ始められていること（Ⅱ-4. 参照）と、個人についての最適課税論の文脈で稼得能力が担税力（給付能力）の理想の指標ではないかもしれない（扶養を消費に含まないとした上での消費が担税力（給付能力）の理想の指標に関して考慮されるかもしれない）ということとの間には、稼得のための有形の生産要素に着目するだけでは租税法が人々の同意を調達できないかもしれないという点で、共通性がある、と言えまいか。有形の生産要素を無視できる訳ではないかもしれないが、税に関して、人々は事前の生産要素の配分という事情に着目するだけでは済ませられず事後の結果（つまり消費）を軽視し難いのではなからうか。もちろん、事後の視点のみから税制を構築すれば事前の視点からおかしな誘因を引き起こしかねないので事前の視点からの配慮は無視し難い。とはいえ、税は、事後の視点が強くなりがちであるという偏りを抱えているのではなからうか。

Ⅳ-3-2. 扶養に関する選択と運のモデル

Ⅳ-2-2. の Batchelder モデルは安全進路と危険進路の選択の前後の潜在稼得に焦点を当てた。ここでは、扶養に関する状況の変化に焦点を当てる。Ⅳ-3-1. において、N氏（自分と同等の稼得能力の人と婚姻）とO氏（自分より低稼得能力の人と婚姻）とを比較すると、O氏の租税負担はN氏より軽くなるべきであろう、と述べた。個人単位課税を前提とし所得分割を許容せず効率性の観点から扶養について所得控除や税額控除等を設計する⁸⁹⁾ ことと、公平の観点から所得分割を許容し二分二乗やN分N乗を採用することとを比較すると、N氏とO

87) 本稿は公平（分配的正義）と効率性のみを考慮要素としており、公正を考慮要素としていない。しかし公正を重視する感覚を有する人がいたら、婚姻市場における恣意性を嫌うかもしれない。

88) 二分二乗やN分N乗のような所得分割が直ちに支持されるとは限らないかもしれないにせよ。

89) Batchelder (2020) 24 頁以下が利他を効率性の文脈で外部性の問題として論じる際、稼得能力を持つ親が賃労働をやめて子育てに専念する事態が扱われている。賃労働を続けつつ所得を家族に分け与える事態には焦点が当たっていない。素直に読解すれば、所得分割の公平の文脈での扱いは Batchelder (2020) 論文の中では度外視されており、所得分割も効率性の文脈で外部性の問題として扱われ、所得控除や税額控除等による誘因設計の問題として扱われる、という枠組みが前提とされているのであろう。

氏の租税負担の差はあまり変わらないことになるかもしれない⁹⁰⁾。そして、結婚や子作りは或る程度は選べることであるが、思い通りの人と結婚できる訳でもなく、死別や離婚等のイベントもあり、或る程度は思っていたのと違うという部分がありうるリスク選択でもある。大黒柱の天逝リスクに対応する生命保険等、保険市場が成立しているリスクも一部あるものの、被扶養者の属性の見込み違い（死亡に限らず、働かない、家事をしない、暴力を振るう等）のリスクについては保険市場で対処し難い。

ここでは扶養に焦点を当てるため、Batchelder モデルの事前の潜在稼得と事後の潜在稼得との違いを捨象し、稼得能力という表現を用いる。N氏とO氏とR氏の稼得能力d（世間の平均値や中央値より高いと想定する）は同等であると想定する。O氏（片稼ぎ夫婦の大黒柱。配偶者であるQ氏はO氏より低稼得能力）の租税負担は、N氏（共稼ぎ夫婦の片方。配偶者であるP氏はN氏と同等の稼得能力）及びR氏（独身と想定する）の租税負担 $t(0 < t)$ より軽くあるべきであるという税制が支持されているとする。O氏の租税負担を $t-e(0 < e)$ とおく。O氏が最大限働くとき税引後稼得は $d-t+e$ となる。N氏・R氏が最大限働くとき税引後稼得は $d-t$ となる⁹¹⁾。

稼得能力がdである人のグループの中でO氏のような人の割合を、政府は統計的に把握で

きる。個々の納税者視点では、扶養に関する事情（誰と結婚できるか、死別するか、被扶養者の属性が見込み違いであるか等）について、選択できる部分もあるが運任せの部分もある。O氏の割合を $p(0 < p < 1)$ とおく。N氏又はR氏の割合は $1-p$ である。稼得能力がdである人の平均的な租税負担は $p(t-e) + (1-p)t = t-pe$ である。しかし、事前の観点から稼得能力dに着目しN氏・O氏・R氏の全てに $t-pe$ の租税負担を課す、という税制に賛同する人は少ないと思われる。

効率性の観点のみでeの恩恵を説明する場合、O氏のみでeを認めることに意味がある、だから稼得能力がdである人に一律（扶養の事情を考慮せず）に $t-pe$ の租税負担を課す税制は支持されない、と説明することになる。しかし、扶養に関する事情について、選択できる部分もあるが運任せの部分もある。O氏の中には、大黒柱になるつもりで大黒柱になった人もいるし、大黒柱になるつもりがなかったが見込みが外れて大黒柱になった人もいる。効率性の観点からは、見込みが外れて大黒柱になった人にeの恩恵を認める必要はない。他方、公平の観点からは、見込みが外れて大黒柱になった人にもeの恩恵を認める、とする余地はある⁹²⁾。

効率性のみを勘案するか公平も勘案するかで説明の仕方は異なりうるかもしれない。何れにせよ、事前の観点から稼得能力dに着目し一

90) 純然たる power 基準（Ⅲ-1. 参照）に則れば、被扶養者の数や属性によって扶養者の租税負担が変わることはない、という税制が考えられる。しかし扶養を無視する税制（効率性、公平、どちらの観点にせよ）が実際に支持される見込みは弱いであろう。

91) 共稼ぎ夫婦の片方であるN氏は、O氏やR氏と比べ労働時間を減らすことが多いであろうけれども、効率性の観点から労働 vs. 余暇の歪みを減らすためには、N氏の租税負担がR氏と同様に t であるべきである、ということについて異論は少ないであろう。

92) 細かいことを言い出せば、見込み通り大黒柱になった人にeの恩恵を認める一方、見込みが外れて大黒柱になった人に効率性の観点からeの恩恵を認めないが公平の観点から $e-f(0 < f < e)$ の恩恵を認めるとする税制が考えられないではない。pの中で見込み通りの人の割合を $q(0 < q < 1)$ とおき、見込みが外れた人の割合を $1-q$ とおく。すると、稼得能力がdである人の平均的な租税負担【見込み通り大黒柱になったO氏の租税負担】 $pq(t-e) + p(1-q)(t-(e-f)) + (1-p)t = t-pe + p(1-q)f$ である。 $0 < p(1-q)f$ より $t-pe < t-pe + p(1-q)f$ であるから、 $t-pe + p(1-q)f$ に関し、 t を少し減らし効率性改善を図る、という議論は、可能といえば可能である。しかし、pよりqの方が把握が難しいであろうし、大黒柱の中で見込み通りの人と見込みが外れた人とを区別することによる効率性利得より、結局のところ執行コストの方が大きくなってしまおう。

律（扶養の事情を考慮せず）に *type* の租税負担を課す、という税制は支持されにくい、と言えるならば、次の二つのことは述べてよからう。第一に、事前の情報のみに基づく税制より、事後の情報も加味する税制の方が支持されやすい、と言えるであろう。第二に、稼得能力のみに着目する税制は支持されにくい、と言えるであろう。

IV-3-3. 余暇課税

double distortion theory では、労働 vs. 余暇の選択に税制が与える歪みだけは仕方がないものと位置付けられてきた。但し、労働 vs. 余暇の選択に税制が与える歪みを軽減するための非中立的な課税方法の議論も別途存在する⁹³⁾。

例えば食事に関する時間を節約するような消費活動（総菜を買う等）に関する租税負担を軽くし、時間がかかる消費活動（自炊等）に関する租税負担を重くする、という非中立的な税制は、効率性改善に資するかもしれない⁹⁴⁾。尤も、時間を節約する消費活動と時間のかかる消費活動との線引きを政府が法律に書き込む能力が低い場合は、非中立的な税制による効率性改善はあまり見込めないかもしれない。男性の賃労働就業意欲が高く女性の賃労働就業意欲が低い（男性より女性の方が下降婚忌避傾向が強く大黒柱になりたがらない、言い換えると、O氏よりN氏又はR氏になりたがる）という事実観察を前提として、男性の賃金に重課し女性の賃金に軽課する差別的な税制⁹⁵⁾は、やはり効率性改善に資するかもしれない。しかし、男性が働いていたのに女性の賃金として申告するなどの

不正を政府が見抜く能力が低い場合は、差別的な税制による効率性改善は低く抑えられるかもしれない。

労働 vs. 余暇の選択に関し税制が与える歪みが軽視される理由の一つとして、高賃金に高税率で課税することが最適課税論の枠組みで支持されつつある⁹⁶⁾、という事情がある。

とはいえ、労働 vs. 余暇の選択に関し税制が与える歪みは、配偶者選択との関係では軽視し難いと私は考えている。

O氏（片稼ぎ夫婦の大黒柱。下降婚を選ぶ人）にとって、労働 vs. 余暇の選択に関し税制が与える歪みは小さいと目される⁹⁷⁾。Q氏（片稼ぎ夫婦の専／兼業主婦／夫。上昇婚を選ぶ人）にとって、労働 vs. 余暇の選択に関し、税制の影響を抜きにしても比較優位の観点から余暇を増やしがちである上に、税制が与える歪みは大きい。しかしQ氏が元々稼得能力が低い人であるならば、効率性損失は大きくない。稼得能力が低くはない人が上昇婚を選ぶことは、大きな効率性損失をもたらす。

N氏P氏のような同類婚（稼得能力が同程度の人同士の結婚）が多い社会は、O氏Q氏のような格差婚（稼得能力に差がある人同士の結婚）が多い社会と比べ、（カップル内の格差が小さくても）カップル間の格差が大きい。個人単位主義の税制は同類婚に有利であり、二分二乗やN分N乗の税制は格差婚に有利である。N氏・O氏・R氏（独身）のような選択に中立的な税制というものは設計し難い。

格差婚ではあっても、稼得能力を測定できるなら稼得能力に課税すべきであり、これを言い

93) Shaviro (2017) 参照。

94) 付加価値税制の複数税率について公平（分配的正義）の観点から議論されることが多いが、効率性の観点に限っても、未加工食料品の税率軽減は正当化し難い。

95) 大嶋訴訟・最判昭和60年3月27日民集39巻2号247頁の伊藤正己補足意見は性差別に批判的である。しかし、性差別規定の合憲判決はある。但し公平（分配的正義）の観点によるものと推測される。寡夫控除について最決平成7年12月15日税資214号765頁（校正時に東京地判令和3年5月27日令和元（行ウ）236号裁判所Webに触れた）、遺族補償年金について最判平成29年3月21日集民255号55頁参照。

96) 國枝 (2011), (2012) 参照。

97) 但し累進税が重い国では人的資本蓄積が阻害され、税引前賃金格差を縮めるだけでなく、1980年代前半からの賃金格差の上昇幅を縮める、という議論もある。Güvenen, Kuruscu, & Ozkan (2014) 参照。

換えると、余暇による経済的便益を測定できるならば余暇にも課税すべきである（それでも二分二乗やN分N乗の税制が格差婚に有利であるという程度が減じるだけであって有利であることは変わらない）。

余暇のうち最も時間を要するのが、子や老親などの育成・介護であろう。余暇の経済的便益を測定することが難しい場合は、同類婚の共働き夫婦が子や老親を施設に預けるための費用⁹⁸⁾について控除を認める、ということでも、格差婚の専／兼業主婦／夫の余暇の経済的便益に対する間接的な課税として機能する。

余暇の経済的便益は公平の観点から市場価格で測定することが原則である。他方、効率性の観点を重視するならば、余暇の機会費用に課税すべきである。格差婚の専／兼業主婦／夫の稼得能力が世間の平均値又は中央値より高いということであれば、余暇の経済的便益を市場価格で測定しても効率性の観点からの理想的な課税とあまり乖離しないであろう。他方、稼得能力が世間の平均値又は中央値より高い専／兼業主婦／夫がいる場合、余暇の機会費用に課税することが可能であるならば効率性の観点から望ましい。

Ⅳ－４．生涯の税率と随時の税率、そして妥協

事前の視点を突き詰めると生まれた時点での生涯の稼得能力を課税標準とすることが理想的な担税力（給付能力）の指標となると述べた。この場合、税率は生涯単位で設計される。しかし、事前の視点を突き詰めた稼得能力という指標を、人々は支持しないかもしれないとⅣ－２－２．からⅣ－３－３．にかけて論じてきた。すると、税率についても生涯単位⁹⁹⁾ではなく現行の随時（一年毎の単位）が望ましいのであろうか。

事後の視点を重視した税制であっても、税率を生涯単位で設計することは可能であるから、

事前と事後どちらを重視するかと、生涯単位・随時単位どちらを重視するかは、独立した問題である。

人々がリスクを嫌い心理的に所得の実現を好む（実現を早めることが納税者に不利であるにもかかわらず）傾向にある¹⁰⁰⁾ことからすると、随時単位の税制が生涯単位の税制と比べて人々の行動に歪みを与えることを勘案してもなお、随時単位の税制を人々が支持するかもしれない。

この点、N分N乗税制は、随時単位の税率設計でありながらも、稼得期の税率が所得分割によって低めに抑えられる一方で所得を稼得しない幼少期や老年期にも税を納めることになるという点で、生涯単位・随時単位の妥協的な位置付けにあるといえる。

Ⅳ－５．企業間競争と個人間競争との比較

国際租税法に関するネットワーク効果のある市場における企業間競争について、地理的な課税権配分が問題となっていた一方、個人間競争の勝者総取りについて地理的な問題を扱っていないという違いはある。しかし、生産要素に着目するだけでは納得感のある税制を構築することは難しく、結果を考慮に入れた方が人々の納得が得られやすくなるかもしれない、という点で共通性がある。

ネットワーク効果が効く市場における企業間競争では、S社とT社が競争し、どちらかが、例えばS社が総取りする。競争者（潜在的競争者を含む）が少なければS社とT社は早々に合併するかもしれない。

個人間競争では、U氏とV氏が、W氏の需要とX氏の需要をめぐって競争する。例えば映画勃興前の劇場芝居の場合、U氏がW氏に、V氏がX氏に供給するという棲み分けだったかもしれない。しかし映画が勃興すると、どちらかが、例えばU氏が総取りする。個人間競争の勝者総

98) 市場価格の場合。英米は別論として、日本や欧州各国では保育費や介護費が市場価格より減じられていることが多い。減じられている場合、費用控除という追加的な租税便益を正当化することは難しい。

99) Vickrey (1939), Batchelder (2003), Buchanan (2006), 神山 (2007), 増井 (2009) 等参照。

100) Chorvat (2003) 参照。

取りは合併とは表現されないが、需要から観察すると合併と似ている¹⁰¹⁾。

U氏がW氏・X氏の需要に応える場合と、U氏-W氏、V氏-X氏という棲み分けがなされている場合とを比較して、W氏・X氏の効用の違いが軽視できるならば、勝者総取りの場合のU氏の所得のうち、棲み分けだったらU氏が得ていたであろう所得を超える部分の所得に重く課税しても、U氏の行動の歪みは軽視できる（換言すると、risk投資保護による事業の改善を軽視できる¹⁰²⁾）、と考えられまいか¹⁰³⁾。

勝者総取りの例としては、スーパースター効果の語源ともいえる映画俳優のほか、小説家や取締役の例が挙げられる。弁護士のうち、新人弁護士の稼得はポストの数に依存しているので勝者総取りとは別であろうが、大企業の仕事を

ガンガンとってくる弁護士はスーパースター効果に近いところがあるかもしれない。勝者総取りタイプの高所得者に重課しても、効率性はあまり害されない（事業改善意欲を税が鈍化することによる効率性損失は少ない）と推測される。

勝者総取りのような構造ではないがポストが限られているので高給を得る例として医者や大学専任教員¹⁰⁴⁾といった例が挙げられる。高給が稼得能力に由来するものであれ参入障壁に由来するものであれ、やはり重課しても効率性はあまり害されないであろう。

結果を重視した、つまり事後の視点を重視した課税は、労働 vs. 余暇の選択を除いて、大筋で効率性・公平の観点から正当化されそうである。

V. まとめ：所得税という名前だから所得稼得者側の属性の単一の指標を突き詰めることが理想とは言い切れないかもしれない

理想論として議論を突き詰めようとする、事前の視点を突き詰めた先の生まれた時点での生涯の稼得能力という単一の指標に行き当たる。国際租税法においても、有形の生産要素の稼働という貢献に応じた所得稼得という一つの指標を目指す動きが2018年までは存在した。しかし所得稼得者側の事情だけに着目するということが、2018年以降、特にGAF Aのようにネットワーク効果の働く市場で強い企業につい

て、疑問に晒されるようになった。

個人間競争においても、勝者総取りのように能力や努力に比例した所得稼得という素朴な発想には沿わない税引前所得分配が珍しくない中で、所得稼得者側の稼得能力という属性が理想の担税力（給付能力）の指標であるかにつき、疑義を呈しうるように思われる。扶養に関しては、担税力（給付能力）減殺要因といえるかについて公平の観点から意見が対立しうる（私は

101) 合併は資本所有中立性の観点から論じるのが通例であるので本文での論じ方は通例に沿ってないという憾みはある。

102) ベータ vs. VHS で、どちらが勝っても、何なら最初から合併してくれていても、構わない、と消費者の少なからずは感じていたであろう。尤も、ネットワーク効果の強い産業で競争を規制することが効率性かどうか（競争を制限することで開発コストの重複を避けたり消費者の投資の無駄を避けたりするという効率性利得と、競争による事業の改善という効率性利得と、どちらが大きいのか）、決着はついてないと思受けられる。そのため、本稿は、一方に偏した議論を展開しようとしている危うさを抱えている。

103) これは、国際取引の文脈では、保護貿易的姿勢を擁護することに繋がりがうる危険な論理である。この点でも本稿は危うさを抱えている。

104) ポストの数をどの段階で抑えるかについて、医者については医学部定員の段階で、大学専任教員については（大学や大学院進学の前段階ではなく）就職の前段階で、という違いはある。

減殺要因であると考えているが、少なくとも減殺要因であるか否かについて論争の余地は残る、とはいえるであろう。事前の視点と事後の視点とのバランスのとり方や生涯・随時の税率設計に関しても、人々がリスクを嫌い心理的

に実現主義を好む傾向を視野に入れると、事前の視点を突き詰めたり生涯を単位とすることに拘らないことに、効率性利得の余地が残されているかもしれない。

参 考 文 献

- 浅妻章如（2013）「信託税制研究：英国事例（Astall 事件及び Mayes 事件）の紹介と金融所得課税モデルの応用」租税研究 769 号 156-189 頁
- 浅妻章如（2020a）『ホームラン・ボールを拾って売ったら二回課税されるのか』（中央経済社）
- 浅妻章如（2020b）「再分配——租税法の観点から」民商法雑誌 156 巻 1 号 72-96 頁
- 浅妻章如（2020c）「国際的な課税権配分をめぐる新たな潮流と展望について——国際連盟時代以来の伝統を踏まえて」フィナンシャル・レビュー 143 号（森信茂樹責任編集 特集『デジタル経済と税制の新しい潮流』）95-122 頁
- 大竹文雄（2012）「消費税の逆進性を考える」(<http://www.jcer.or.jp/column/otake/index362.html>)
- 岡村忠生（2020）「消費・投資の場としての家族——租税理論の観点から」租税法研究 48 号『家族と税制』43-59 頁（有斐閣）
- 奥谷健（2020）「ドイツにおける家族課税——所得税を中心に」租税法研究 48 号『家族と税制』85 頁
- 加藤友佳（2019）「租税法上の借用概念と準拠法—配偶者概念と相続概念を中心に—」国際取引法学会 4 号 43-60 頁
- 加藤友佳（2020）「多様化する家族と税制の対応」租税法研究 48 号『家族と税制』1 頁
- 金子宏（1977）「所得税における課税単位の研究」『課税単位及び譲渡所得の研究』1 頁（有斐閣，1996 年，初出 1977 年）
- 金子宏（2019）『租税法 23 版』（弘文堂）
- 鎌倉治子（2017）「諸外国の課税単位と基礎的人的控除—配偶者控除の見直しをめぐる—」レファレンス 798 号 71-87 頁
- 國枝繁樹（2011）「新しい最適所得税理論と日本の所得税制・最低賃金」一橋経済学 5 巻 1 号 21-50 頁
- 國枝繁樹（2012）「新しい最適所得税理論と日本の所得税制」日本経済研究 67 号 21-38 頁
- 神山弘行（2007）「課税繰延の再考察」金子宏編『租税法の基本問題』247 頁（有斐閣）
- 神山弘行（2019a）『所得課税における時間軸とリスク——課税のタイミングの理論と法的構造』（有斐閣）
- 神山弘行（2019b）「社会保障財源としての消費税——負担構造の観点から」ジュリスト 1539 号 23-29 頁
- 小塚真啓（2017）「家族の所得と租税」金子宏監修『現代租税法講座第 2 巻 家族・社会』37 頁（日本評論社）
- サエズ，エマニュエル&ズックマン，ガブリエル（2020）（山田美明訳）『つくられた格差 不公平税制が生んだ所得の不平等』（光文社）
- 佐古麻理（2017）「米国租税公平論——租税政策における租税正義の展開と課題——」同志社法学 69 巻 3 号 1248-1134 頁
- 佐藤英明（2020）『スタンダード所得税法 2 版補正 2 版』3 頁（弘文堂）
- 高橋祐介（2010）「貧困と税法（1・2 完）——最低生活費保障の観点から——」民商法雑誌 142 巻 2 号 1（139）頁，3 号 1（259）頁
- 瀧川裕英他（2014）瀧川裕英 = 宇佐美誠 = 大屋雄裕『法哲学』（有斐閣）

- 谷口勢津夫 (1983) 「外国企業課税に関する帰属所得主義と全所得主義 (1~2・完)」税法学 389号1頁, 390号1頁
- 谷口勢津夫 (2017) 「夫婦・家族課税のあり方—ドイツにおける近時の租税憲法上の議論を中心に—」141-181頁『税・財政及び国際課税を巡る現状と課題 (公社) 日本租税研究協会第69回租税研究大会記録2017』(公益社団法人 日本租税研究協会)
- 中里実 (1995) 「家庭と租税制度」ジュリスト 1059号31頁
- 中里実他編著 (2018) 『租税法概説 3版』91頁 (有斐閣)
- 橋本慎一郎 (2004) 「Time-value と Bet——法人税をめぐる金融商品の Tax Planning」ジュリスト 1276号124頁
- 橋本慎一郎 (2005) 「OID ルールのデリバティブへの拡張」国家学会雑誌 118巻5=6号600頁
- 藤谷武史 (2004) 「非営利公益法人の所得課税——機能的分析の試み」ジュリスト 1265号123頁
- 藤谷武史 (2004-2005) 「非営利公益団体課税の機能的分析 (1-4・完) ——政策税制の租税法学的考察——」国家学会雑誌 117巻11・12号1021頁, 118巻1・2号1頁, 3・4号220頁, 5・6号487頁
- 藤谷武史 (2007) 「所得税の理論的根拠の再検討」金子宏編『租税法の基本問題』272頁 (有斐閣)
- 増井良啓 (2009) 「累進所得税の平準化」税研 144号68頁
- 松下貢 (2019) 『統計分布を知れば世界が分かる——身長・体重から格差問題まで』(中央公論新社)
- Alstott, Anne L. (2007) Equal Opportunity and Inheritance Taxation, 121 Harvard Law Review 469
- Bankman, Joseph & Weisbach, David A. (2006) The Superiority of an Ideal Consumption Tax Over an Ideal Income Tax, 58 Stanford Law Review 1413
- Batchelder, Lily L. (2003) Taxing the Poor: Income Averaging Reconsidered, 40 Harvard Journal on Legislation 395
- Batchelder, Lily L. (2020) Optimal Tax Theory as a Theory of Distributive Justice (mimeo <https://ssrn.com/abstract=3724691>)
- Bradford, David F. (1994) Fixing Realization Accounting: Symmetry, Consistency and Correctness in the Taxation of Financial Instruments, 50 Tax Law Review 731
- Buchanan, Neil H. (2006) The Case Against Income Averaging, 25 Virginia Tax Rev. 1151
- Chorvat, Terrence R. (2003) Perception and Income: The Behavioral Economics of the Realization Doctrine, 36 Connecticut Law Review 75
- Cunningham, Noël B., & Schenk, Deborah H. (1992) Taxation Without Realization: A “Revolutionary” Approach to Ownership, 47 Tax Law Review 725
- Doernberg, Richard L. (1998) Electronic Commerce and International Tax Sharing, 16 Tax Notes International 1013-1022
- Doernberg, Richard L. & Hinnekens, Luc (1999) ELECTRONIC COMMERCE AND INTERNATIONAL TAXATION (Kluwer)
- Fleurbaey, Marc, and François Maniquet. (2018) “Optimal Income Taxation Theory and Principles of Fairness.” *Journal of Economic Literature*, 56(3): 1029-79 (DOI: 10.1257/jel.20171238)
- Gamage, David (2014) How Should Governments Promote Distributive Justice?: A Framework for Analyzing the Optimal Choice of Tax Instruments, 68 Tax Law Review 1-87
- Gamage, David (2015) The Case for Levying (All of) Labor Income, Consumption, Capital Income, and Wealth, 68 Tax Law Review 355-441

- Grinberg, Itai (2019) International Taxation in an Era of Digital Disruption: Analyzing the Current Debate, *Taxes* (2019 March) pp. 85-118
- Güvener, Fatih, Kuruscu, Burhanettin, & Ozkan, Serdar (2014) Taxation of Human Capital and Wage Inequality: A Cross-Country Analysis, *The Review of Economic Studies*, Volume 81, Issue 2, April 2014, Pages 818-850, <https://doi.org/10.1093/restud/rdt042>
- Kaplan, Steven N., and Joshua Rauh. (2013) "It's the Market: The Broad-Based Rise in the Return to Top Talent." *Journal of Economic Perspectives*, 27(3): 35-56. (DOI: 10.1257/jep.27.3.35)
- Kleinbard, Edward D. (2007a) Designing an Income Tax on Capital, in Henry J. Aaron, Leonard E. Burman & C. Eugene Steuerle, ed., *TAXING CAPITAL INCOME* 165-205 (The Urban Institute Press: Washington DC)
- Kleinbard, Edward D. (2007b) Rehabilitating the Business Income Tax (http://www.hamiltonproject.org/papers/rehabilitating_the_business_income_tax1/)
- Kleinbard, Edward D. (2017 a) Capital Taxation in an Age of Inequality, 90 *Southern California Law Review* 593
- Kleinbard, Edward D. (2017b) The Right Tax at the Right Time, 21 *Florida Tax Review* 208
- Kleinbard, Edward (2017c) Business Taxes Reinvented — A Term Sheet, 156 *Tax Notes* 999
- Land, Stephen B. (1996) Defeating Deferral: A Proposal for Retrospective Taxation, 52 *Tax Law Review* 45
- Mankiw, N. Gregory, and Matthew Weinzierl. (2010) "The Optimal Taxation of Height: A Case Study of Utilitarian Income Redistribution." *American Economic Journal: Economic Policy*, 2(1): 155-76. (DOI: 10.1257/pol.2.1.155)
- Mankiw, N Gregory. (2013) "Defending the One Percent." *Journal of Economic Perspectives*, 27(3): 21-34. (DOI: 10.1257/jep.27.3.21)
- Oldman, Oliver & Temple, Ralph (1960) Comparative Analysis of the Taxation of Married Persons, 12 *Stanford Law Review* 585
- Parfit, Derek (1984) *REASONS AND PERSONS* (Oxford University Press) (森村進訳『理由と人格 非人格性の倫理へ』勁草書房, 1998年)
- Sam, Erick (2018) Endowment Taxation and Equality of Resources, 22 *Florida Tax Review* 243-311
- Sam, Erick (2019) From Each According to His Ability?: An Analysis of Endowment Taxation and Potential Earnings (mimeo <https://ssrn.com/abstract=3442676>)
- Shapiro, Daniel (2017) The Economics of Tax Law, Francesco Parisi ed., *THE OXFORD HANDBOOK OF LAW AND ECONOMICS: VOLUME 3: PUBLIC LAW AND LEGAL INSTITUTIONS*, at 13-20 (Oxford University Press)
- Shuldiner, Reed (1992) General Approach to the Taxation of Financial Instruments, 71 *Texas Law Review* 243
- Strnad, Jeff (1990) Periodicity and Accretion Taxation: Norms and Implementation, 99 *Yale Law Journal* 1817
- Sugin, Linda (2011) A Philosophical Objection to the Optimal Tax Model, 64 *Tax Law Review* 229
- Thomas, Alastair & O'Reilly, Pierce (2016) The Impact of Tax and Benefit Systems on the Workforce Participation Incentives of Women (OECD Taxation Working Papers No. 29 <http://dx.doi.org/10.1787/d950acfc-en>)
- Vickrey, William (1939) Averaging Income for Income Tax Purposes, *Journal of*

- Political Economy, vol. 47, pp. 379-97
- Weisbach, David A. (2004) The (Non) Taxation of Risk, 58 Tax Law Review 1-57
- Zelenak, Lawrence (2009) Tax Policy and Personal Identity over Time, 62 Tax Law Review 333
- Unknown (2013) Bimodal Lawyers: How Extreme Competition Breeds Extreme Inequality (<http://peterturchin.com/cliodynamica/bimodal-lawyers-how-extreme-competition-breeds-extreme-inequality/>)